

中央区はぐくみネットコーディネーター要綱

（目的）

第1条 この要綱は、中央区におけるはぐくみネットコーディネーターに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 はぐくみネットコーディネーターは、学校・家庭・地域の連携による学校教育の支援と地域の「教育コミュニティ」づくりに関し、大阪市はぐくみネットコーディネーター設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- （1）「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」事業の周知・広報
- （2）学校における教育活動の支援
- （3）子どもの安全を守る取組みの実施
- （4）地域における教育コミュニティ活動への参加・協力
- （5）上記任務を実施するための各種の連絡調整・進捗管理

（委嘱予定者の推薦）

第3条 区長は、各小学校区教育協議会の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿をとりまとめ教育委員会に提出する。

（細則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、中央区長が定める。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。